



資料シリーズ No.126
2002年7月

専門職（税理士）における女性の
就業と生活に関する調査
(概要)

日本労働研究機構

執筆担当者（執筆順）

氏名

所属

執筆担当

岩科 志津子 日本労働研究機構主任研究員補佐 第1章～第6章、
第12章

竹田 久美子 横浜国際福祉専門学校専任講師 第7章～第11章

概要

1. 調査の背景と目的

(1) 調査の背景

1) 女性専門職の動向

我が国においてみられる少子化、高齢化は、女性の労働力活用の必要性を高めており、女性の能力活用はますますその重要性を増してきているといえる。このような状況下、女性の高学歴化の進展とともに、専門的職業に従事する女性が増加している。

専門職に従事する女性の数の推移を国勢調査結果によりみると、1980年には212.4万人であったのが、1995年には340.6万人となっており、女性の専門的・技術的職業従事者は、数のうえでは、この15年で1.6倍に増加していることがわかる。

次に、「専門的・技術的職業従事者」における女性の割合について、1980年と1995年とを比較すると、全体としては43.5%から41.9%とやや減少しているものの、各々の職業についてみると、多くの職業において、女性の占める割合は増加している。注目すべきことは、従来、男性が多くの割合を占めてきた専門職業においても、女性の占める割合が増加してきているということである。男性が多くの割合を占める専門職業のうち代表的資格職業として「公認会計士・税理士」が挙げられる。「公認会計士・税理士」については、男女総数では1980年から1995年にかけて1.6倍に増えているが、女性に限って数をみると3.3倍に増えている。女性の占める割合も、1980年時点では3.5%にしかすぎなかつたが、1995年には7.3%へと増加している。

2) 女性税理士の動向

「公認会計士・税理士」のうち、女性では税理士が多くを占めているが、女性税理士の数および女性の占める割合についてみていく。税理士として仕事をするために、税理士登録をしなければならないが、その登録者数の推移をみると、男女総数で、1980年度は36,818人、2001年度には65,973人と1.8倍に増えているが、女性に限ってみると、1980年度には1,176人であったのが2001年度には6,373人と5.4倍にも増えている。また、登録者における女性の割合をみると、1980年度では3.2%にすぎなかつたが2001年度には9.7%へと増加し、約1割を占めるまでになっている。割合自体は低いものの、年々、数および女性比率は確実に増加しており、今後も女性税理士は、数のうえでも女性比率のうえでも増加していくことがじゅうぶんに予測される。

(2) 調査の目的

少子・高齢社会において、女性の能力活用はますますその重要性を増してきていると考えられるが、女性の能力を活用できる専門職業への志向も強くなっているといえよう。女性の専門職として、その数の増加がめざましい職業のひとつに、国家資格職業である税理士が挙げられる。女性税理士には、厳しい実力社会において、独立開業や事務所勤務など就業形態を選択できる余地もあるため、自分自身の裁量・判断で仕事と家庭の両立・調整が可能な状況をつくりだし得るとも推測できる。

本調査の目的は、代表的国家資格職業のひとつである税理士における女性の就業状況や職業観、家庭生活の状況や生活観を把握し、専門職にある女性の職業生活、家庭生活上の諸問題を明らかにすることにある。このことは、女性の能力の有効活用、および仕事と家庭の両立という視点に立った場合、意義深いものと考える。

なお、1982年に雇用促進事業団 雇用職業総合研究所(現 日本労働研究機構)において「専門職(税理士)における婦人の就業と生活に関する調査」^{*)}が実施されている。今回の調査では、部分的ではあるが、1982年調査と比較可能なスタイルの調査項目を設けており、結果の一部については前回調査との比較も行っている。ただし、前回の調査票の質問項目には、現代にそぐわない質問項目も多いが、比較のために取えてそのまま今回の調査票に引用している場合がある。 *) 雇用促進事業団 雇用職業総合研究所 1983 『専門職(税理士)における婦人の就業と生活に関する調査研究報告書』職研資料シリーズ 婦雇-35

2. 調査の方法

(1) 調査対象者

全国女性税理士連盟^{*)} 会員全員 1,281名、および会員以外で日本税理士会連合会に登録している女性 4,817名、合計 6,098名。ほぼ登録者全数である。

なお、1982年調査における調査対象者は、当時の女性の税理士資格取得者 1,200名である。

*) 全国女性税理士連盟とは、会員相互の親睦と研鑽、会員の社会的地位の向上と権益の擁護を目的に 1958 年に創立された民間団体である。

(2) 調査事項

- 1) 現在の就業状況
- 2) 職業経歴

- 3)就業意識
- 4)現在の家庭生活の状況
- 5)育児期の就業状況(介護も含む)
- 6)生活意識

(3) 調査実施時期

2001年9月～10月

(4) 調査の経緯および方法

本調査は、日本労働研究機構が実施したものであるが、実施については、全国女性税理士連盟より希望があり、その協力のもとに行なった。調査の企画には全国女性税理士連盟の参加を得て、調査対象者の把握、調査票発送については、全国女性税理士連盟が担当した。調査票の作成、調査票回収、データ集計・分析および報告書執筆は日本労働研究機構が担当した。

調査方法は、アンケート調査票の郵送調査である。

(5) 分析対象者

分析対象者は、全国女性税理士連盟会員 655 名(有効回収率 51.1 %)、会員以外 1,616 名(有効回収率 33.5 %)、合計 2,271 名(有効回収率 37.2 %)である。

なお、1982年調査における分析対象者は 647 名(有効回収率 53.9 %)である。

本報告書の記述においては、1982年調査については「前回調査」、2001年調査については「今回調査」という表現を用いることとする。

3. 調査対象者の基本的属性

(1) 年齢

年齢は、30歳代が2割強、40歳代が約3割、50歳代が約2割であり、60歳代以上も1割強占める。税理士としての定年はないため、最低年齢は25歳、最高年齢は91歳であり、平均は47.0歳である。ちなみに、税理士全体の平均年齢は59.0歳であり、そのうち男性税理士は60.2歳、女性税理士は47.8歳である(日本税理士会連合会による。2002年2月時点)。

(2) 婚姻関係

1) 婚姻関係

今回の調査に回答した者のうち、未婚者は約3割であり、残り約7割は既婚者である。年齢別にみると、未婚者は「20歳代」では5割強、「30歳代前半」では4割弱であるが、35歳以上においても2～3割みられる。

この未婚者の割合を、「国勢調査」を用いて全国(女性)と比較してみると、30歳以上の女性税理士のすべての年齢層において未婚率が高く、年齢が高くなるほど全国(女性)との開きが大きくなっている。30歳代後半以降になると未婚率は倍以上になっており、結婚せず職業に就いている者が女性税理士において相対的に多いことがわかる。有職女性に限って、全国(女性)の年齢別未婚者比率をとってみると、30歳代後半以降になると女性税理士の方が未婚率が高い。

年齢の比較的高い層の女性税理士において、このような傾向がみられる理由のひとつには、女性の社会進出が現在ほども進んでいなかった時代に税理士になった者は、難度の高い資格を取得したうえで就業を継続しようという意識が強く、仕事を最優先させるために未婚を選択したのではないかということが考えられる。あるいは、未婚で仕事をしてきた者が、ある程度の年齢になった時点で、自らのキャリア・アップ等のために独立開業をめざし、税理士になったということも考えられる。

2) 初婚年齢

既婚者の初婚年齢をみると、20歳代後半が約4割で最も多く、平均は26.9歳である。調査対象者の現在の年齢が低いほど、初婚が20歳代前半であった者の割合が低く、20歳代後半や30歳代前半の占める割合が高い。本調査結果においても、晩婚化が認められる。

今回の調査対象者の初婚年齢を、「人口動態統計」を用いて全国(女性)平均と比較してみると、1955年頃を境に女性税理士の方が初婚年齢が高く、その開きも近年大きくなっていることがわかる。近年にみられる平均初婚年齢の差の開きは、若い世代における高学歴化の影響もあると考えられるが、税理士としての仕事の基盤を整えてから結婚をしようという意図のあらわれであるとも考えられる。

(3) 家族の状況

1) 子どもの有無と人数

対象者の約半数は子どもがいる。子どもがいる者についてみると、子ども数は「2人」が最も多く、平均は1.9人である。

2) 末子の現在の状況

末子の現在の状況は、「社会人」が約3割で最も多く、次いで「小・中学生」「高校・大学・大学院」「小学校入学前」でそれぞれ約2割ずつを占める。

3) 家族構成

家族構成(同居している者)をみると、「本人と夫のみ」「本人と夫と未婚子のみ」がそれぞれ全体の4分の1ずつを占め、「本人のみ」「本人と親(と兄弟姉妹)」が1割強ずつを占める。子どものいる者に限定して、末子の現在の状況別に家族構成をみると、「小学校入学前」では8割弱が「本人と夫と未婚子のみ」といういわゆる核家族であり、「小・中学生」ではその割合は約6割である。「本人と夫と未婚子と親」といういわゆる三世代家族は、「小学校入学前」では15%、「小・中学生」では17%となっており、年齢の低い子どもがいる場合でも核家族が多いことがわかる。

(4) 学歴

最終学歴は、「大学・旧大学」が約4割で最も多く、次いで「高等学校・旧女学校」2割強、「短大・専門学校・旧専門学校」約2割となっている。年齢が低いほど「大学・旧大学以上」の割合が高い傾向がうかがえる。特に、「大学院」の割合は、年齢が低いほど高くなっている。「34歳以下」では約3割と他の年齢層に比べ高い。これは、税理士資格取得にあたって、学位により試験が一部免除になることとも関係していると考えられる。

(5) 事務所または勤務先の所在地

事務所または勤務先の所在地については、「東京都23区、政令指定都市」が6割弱を占め、「その他の市」が約4割となっている。

(6) 就業形態

就業形態は、約6割が「本人開業」で、「家族従業」「開業のかたわら勤務」を合わせると8割弱を占め、「勤務者(雇用者)」は約2割にとどまる。年齢が高いほど「開業者(‘本人開業’と‘開業のかたわら勤務’)」の割合は高く、年齢が低いほど「勤務者」の割合が高い。事務所又は勤務先の所在地別にみると、都市部ほど相対的に「開業者」の割合は低く、「勤務者」の割合が高くなる傾向がみられる。末子の現在の状況別にみると、末子が大きいほど「開業者」の割合は高くなる。ただし、末子が「小学校入学前」という低年齢においても、「開業者」の割合は約6割と高い比率を占めている。

4. 職業経歴

(1) 資格取得以前の職業経歴

1) 最終学校卒業直後の就職経験

最終学校を卒業した直後に就職した経験があるかどうかをきいてみると、87.9%（1997名）が「ある」と回答している。「ある」と回答した者について、その就職先が「税理士事務所」であったかどうかをきいてみると、約7割は「税理士事務所以外」と回答している。しかし、年齢別にみると大きな差がみられ、若い世代ほど「税理士事務所」の割合が高くなっている、「34歳以下」では、7割弱が新卒で「税理士事務所」に就職している。

2) 税理士資格取得以前の職業経歴

税理士の資格を取得する前に就職した経験があるかどうかをきいてみると、約9割が「あり」と回答している。しかし、年齢別にみると、「34歳以下」の若い世代には「なし」の割合が相対的にやや高くなっている、学歴別にみると「大学院」の場合には「なし」の割合が相対的にやや高い。

3) 税理士資格取得直前の経歴

税理士資格を取得する直前の経歴をみると、半数近くは「税理士事務所勤務」となっており、若い世代ほど「税理士事務所勤務」の割合が高い。

就業と結婚との関係を「未婚就業型」「既婚再就職型」「結婚後初就職型」「既婚・就業継続型」「その他」の5タイプに分け、それを「就業タイプ」（後述）とし、そのタイプ別に経歴をみると、「結婚後初就職型」の者の資格取得直前が「主婦・無職等」であったとする割合が高いのは当然として、「未婚就業型」「既婚再就職型」「既婚・就業継続型」の3タイプはいずれも「税理士事務所勤務」の割合が高く、税理士事務所に勤務することが資格取得に密接に関係しているといえる。

資格取得直前の経歴が「主婦」であった者の属性をみると、学歴は約半数が「大学以上」であり、最終学校卒業直後の就職先が「税理士事務所」であった者は1割強にすぎないが、約6割が資格取得以前に経理関係の仕事を経験したことがある。

(2) 資格取得の方法

税理士の資格取得方法で、最も多いのは「試験合格」であり全体の8割強を占め、「学位又は教職による試験免除」が1割弱で続く。年齢別にみると、若い世代で「学位又は教職による試験免除」が相対的に多いが、これは学歴と関係していると考えられる。なお、「学位又は教職による試験免除」とは、学位取得や教職によって試験が一部免除されることであり、ここでいう「試験合格」には含まず別集計している。

「資格取得直前の経歴」別に資格取得方法をみると、「税理士事務所家族従業員」「学生」は相対的に「学位又は教職による試験免除」の割合が高く、「公務員」は「職務経験による試験免除(特試合格を含む)」が約8割である。また、「主婦」は95%が「試験合格」となっており、結婚後、主婦として家事・育児をしながら試験勉強を行い合格している状況がうかがえる。

(3) 資格取得年齢

税理士資格を取得した年齢をみると、「20歳代後半」が3割弱、「30歳代前半」「30歳代後半」がそれぞれ約2割で、平均は34.2歳である。本人の年齢別にみると、「34歳以下」は平均26.9歳であり、年齢が高いほど平均取得年齢は高い。学歴別にみると、「大学院」では31.0歳、「中学・高校」では38.7歳と、学歴による差がみられる。若い世代ほど取得年齢が低いのは、若い世代において「大学院」の比率が高く、試験が一部免除になっていることと関係していると考えられる。社会一般の女性の高学歴化を背景に、「学位による試験一部免除」という取得方法が増え、平均取得年齢も低くなると予測できるが、そのことと女性が税理士として社会進出することとの関係は今後、注目したいと考える。

「資格取得直前の経歴」別に平均取得年齢をみると、「学生」は26.0歳で最も低く、「公務員」が44.2歳で最も高い。経歴で最も多い「税理士事務所勤務」は33.5歳で平均年齢とほぼ同じである。「主婦」においては37.2歳となっており、育児が一段落した頃に、前述のとおり、試験勉強をして資格を取得している状況がうかがえる。

前回調査では平均取得年齢は33.3歳であり、分布は今回調査と大きな差はみられない。

(4) 税理士登録の有無および登録年数

1) 税理士登録の有無

税理士資格取得者が税理士業務を行うには、税理士登録を行わなければならない。登録名簿は日本税理士会連合会に備えてある。本調査の対象者が税理士登録をしているかどうかをみると、ほとんどの者(98.5%)が登録している。

2) 登録年数

税理士登録している者について、登録が今から何年前か(登録年数)をみると、「5年未満」と「5~10年未満」がそれぞれ3割弱ずつを占めており、平均10.9年である。

本人の年齢が低いほど登録年数は短くなっているが、「45~54歳」「55歳以上」においても登録年数が「5年未満」という短い者がそれぞれ2割弱、5.7%みられる。これは、税理士という職業が、中途参入が可能であるということを示しているといえよう。

また、税理士資格取得から登録するまでにどのくらいの期間がかかっているのかについてみると、「1年未満」が約半数を占め、平均は1.8年となっている。

(5) 経理関係の仕事年数

現在に至るまでの、経理関係の仕事年数を通算で回答してもらったところ、税理士資格取得以前、あるいは登録以前に既に経理関係の仕事経験を持つ者が含まれるため、前述の「登録年数」よりも長く、平均は17.6年となっている。年齢別に平均経験年数をみると、「登録年数」と同様、年齢が低いほど経験年数は短くなっている。

(6) 就業タイプ

1) 現在に至るまでの就業タイプ

就業と結婚との関係を「未婚就業型：未婚で就業している人」「既婚再就職型：結婚・出産等で一旦仕事をやめ、その後仕事についた人」「結婚後初就職型：未婚の時は仕事をした経験がなく、結婚・出産後に初めて仕事をした人」「既婚・就業継続型：結婚・出産後も仕事を中断することなく仕事を続けている人」「その他」の5つのタイプに分け、それを「就業タイプ」とし、自分がどのタイプに該当するか回答してもらった。結果は、「既婚・就業継続型」が約4割で最も多く、次いで「既婚再就職型」「未婚就業型」が3割弱ずつとなっている。なお、ここでいう「就業」には税理士以外の仕事も含まれる。

前回調査と比較してみると、今回調査の方が「未婚就業型」が減少し、「既婚・就業継続型」が増加しており、全体的にみて、結婚せず就業を続けるパターンが減少し、結婚して就業を続けるパターンが増加してきている傾向がうかがえる。

今回調査について、年齢別にみると、「34歳以下」では未婚率が高いことも関係して「未婚就業型」が約4割が多いが、「45～54歳」の年齢層を除いてどの年齢層も「既婚・就業継続型」が最も多くを占めている(4～5割)。「45～54歳」においては「既婚再就職型」が約4割で最も多いものの、「既婚・就業継続型」も3割強で決して少なくない。前回調査で年齢別の就業タイプをみると、どの年齢層も「既婚再就職型」は主な就業タイプとはなっていない。

子どもの有無別にみると、子どもがない場合の方がいる場合に比べて「就業継続型」が多い状況がうかがえる。さらに子どもいる者に限定すると、「34歳以下」では7割近くの者が「就業継続型」であり、少なくとも、若い世代では結婚・出産しても就業を継続するケースが多いことがわかる。この背景には、近年、保育事情が良くなってきたことと、もともと結婚・出産後も就業継続するために税理士資格を取得する者が増えてきているということもあると考えられる。

2) 出産直後から学童期までの就業タイプ

長子が小学生以上の者に限定して、就業状況を「開業（開業者、家族従業者、開業のかたわら勤務）」「勤務者」「無職」の3つに分け、長子が「0歳～学童期（小学校1～3年生）」までの時期において、どのような就業パターンを経験してきたかということについてみると、「ずっと開業」が3割弱、「ずっと勤め」が約2割、「勤め→途中から開業」が1割弱で、合わせて「就業継続型」は5割強を占め、「途中から仕事を始めた」は約2割、「ずっと無職」は2割弱となっている。

前述「現在に至るまでの就業タイプ」の傾向とも合わせて考えると、若い世代には年齢の高い層に比べて、子育てが大変とされるこの時期に無職のまま過ごすという傾向は少なく、早くから開業して就業継続をしたり、子どもがまだ小さいうちから就業を開始する傾向が多いといえるのではないかと考える。

5. 就業状況

（1）仕事内容

1) 主たる仕事の内容

主たる仕事の内容（複数回答）で最も多いのは「税務書類の作成」で約9割、次いで「会計業務（記帳及び決算）」9割弱、「税務相談」8割強、「税務代理」約8割となっている。「開業者」では相対的に「税務代理」「税務相談」の割合が高い。登録年数や開業年数が長くなるほど「税務代理」「税務相談」「事務所の運営・管理」の割合が高くなっている。これらには特に仕事の経験が重要な要素となることがわかる。

2) 兼業種目

税理士の仕事以外に兼業があるかどうかをみると、全体では約8割が「なし」と回答している。就業形態別にみると、「開業者」「家族従業者」において「兼業あり」とする比率がやや高い。

兼業種目が何であるのかを具体的にみると（複数回答）、多いのは「行政書士」で約3割、次いで「FP（ファイナンシャルプランナー：保険、投資などのコンサルタント）」約2割、「社会保険労務士」1割強となっている。若い層ほど「公認会計士（補）」「FP」が多く、年齢が高い層ほど「行政書士」「社会保険労務士」が多くなっている。就業形態別にみると、「開業者」には「行政書士」が相対的に多く、「勤務者」には「FP」が相対的に多くなっている。

（2）就業時間

1) 普通の時

この1年間における、1日当たりの就業時間を回答してもらったところ、普通の時については、「8時間」が約3割で最も多く、次いで「7時間」が約2割となっており、平均は7.3時間である。

平均就業時間を就業形態別にみると、「勤務者」は「開業者」「家族従業者」に比べ約1時間長い。末子の現在の状況別に平均就業時間を見ると、社会人を除き「小学校入学前」は6.1時間で最も短く、「小・中学生」7.0時間、「高校・大学・大学院」7.6時間と、成長段階が上になるほど就業時間は長い。言い換えると、学齢前の子どもがいる場合は就業時間が短い傾向がみられる。末子が「小学校入学前」であるケースに限定して就業形態別にみると、「開業者」では5.9時間、「家族従業者」で6.2時間、「勤務者」では6.9時間となっており、「開業者」と「勤務者」とでは約1時間の開きが見られる。開業あるいは家族従業では、子どもが小さい時には就業時間を抑えることができる状況にあり、そのことが仕事と家庭の両立につながっているといえるのではないか。

2) 忙しい時

忙しい時（確定申告の時期等）については、全体でみると「10時間」が2割強で最も多く、次いで「12時間」約2割、「13時間以上」2割弱となっており、平均は10.6時間であり、普通の時に比べると3時間以上長い。

平均就業時間を就業形態別にみると、前述の普通の時のような傾向はみられず、忙しい時にはあまり大きな差はないことがわかる。末子の現在の状況別に平均就業時間を見ると、「小学校入学前」は9.3時間で最も短く、「小・中学生」10.6時間、「高校・大学・大学院」10.5時間となっており、やはり学齢前の子どもがいる場合は就業時間が短い傾向がみられる。末子が「小学校入学前」であるケースに限定して就業形態別にみると、「開業者」では9.8時間、「家族従業者」で8.5時間、「勤務者」では9.2時間であり、「開業者」が最も長く「家族従業者」が最も短くなっている。ふだんの時と違い、忙しい時では「開業者」は「開業者」ゆえに就業時間を抑えることができないが、「家族従業者」では就業時間を抑えている状況がみられる。「家族従業者」は、末子が小学校に入学した後の全体としての平均については他の就業形態とほとんど差がみられないことから、子どもが小さい時には就業時間を調整している傾向が読みとれる。

3) 徹夜の有無と回数

仕事上の徹夜（午前0時頃から続けて5時頃まで）の有無をみると、2割強は「ある」と回答し、その割合は「開業者」で最も多く、次いで「家族従業者」、最も少いのは「勤務者」である。

年間の徹夜の回数をみると、「5回未満」が約半数であるが、「20回以上」も約1割を占め、平均は7.2回である。徹夜の回数が多いのは「開業者」で平均7.7回、次いで「家族従業者」が6.3回である。「開業者」は他の就業形態に比べて、徹夜をする者が多く、回数も多いことがわかる。

(3) 休暇

1) 週休制

週休制についてみると、最も多いのは「週休2日」で全体の7割弱を占める。どの就業形態も「週休2日」が多いものの、「開業者」は「勤務者」に比べて「週休2日」の割合が低く、「週休1日」の割合が高くなっている。

「週休2日制」の種類をみると、最も多いのは「完全週休2日」で7割弱を占める。「完全週休2日」は「勤務者」に相対的に多く、「隔週週休2日」は「開業者」「家族従業者」に相対的に多い傾向がみられる。

2) 年間休暇

前述の「週休制」を除いた場合の、過去1年間の実績での年間休暇取得日数をきいたところ、「10～14日」が約3割を占め、全体の平均は16.3日となっている。

就業形態別に平均休暇取得日数をみると、「開業者」が18.2日で最も多く、次いで「家族従業者」14.4日、「勤務者」12.1日となっている。末子の現在の状況別にみると、「社会人」を除くと、末子の成長段階が低いほど休暇日数は多くなっている。休暇は自分自身の時間として取る場合ももちろんあるが、末子がまだ小さい場合に休暇取得日数が多いということについては、子どもの病気などのために休暇を使用する場合が多いということも考えられる。

(4) 開業者、家族従業者の事務所の状況

1) 開業者の開業状況

開業者の開業年齢をみると、「30～34歳」「35～39歳」「40～44歳」がそれぞれ約2割ずつを占め、平均は38.4歳である。1982年調査と比較してみると、今回の調査の方が45歳以上で開業している者の比率がやや高くなっている。平均年齢でみても1982年調査では36.6歳となっており、今回調査の方がやや平均開業年齢は高い。

若い層ほど平均開業年齢が低く、高学歴の方が平均開業年齢は低い。これらのこととは、若い世代において学歴が「大学院」である比率が高く、「大学院」は試験が一部免除により税理士資格取得年齢が低くなっていることとも関係していると考えられる。

本人の現在の年齢と開業時の年齢から「開業年数」を算出し、現在の年齢別に開業年数の平均値をみると「34歳以下」では2.6年、「55歳以上」では18.9年となる。また、税理士登録から開業するまでの年数をみると、「1年未満」が5割弱、「1年」が約2割を占め、合わせて7割近くは、登録して「2年未満」に開業していることがわかる。平均は1.6年になる。

2) 家族従業者の事業代表者状況

「家族従業者」について、事業代表者が誰であるかみると、「夫」と「父・母」が約半数ずつを占める。年齢が高いほど「夫」である割合が高くなり、年齢が低いほど「父・母」である割合が高くなっている。「未婚者」はほとんどが「父・母」であるが、結婚して「有配偶」になると、事業代表者の割合が「夫」6割弱、「父・母」約4割で、「夫」の方が多くなっている。

3) 事務所の場所

「開業者」「家族従業者」について、事務所の場所が住居の一部であるかどうかみると、約4割は「住居の一部」であり、残り約6割は「住居と事務所は別」という回答であった。事務所の所在地別にみると、都市部では「住居と事務所は別」である割合が高く、「町村」では「住居の一部」である割合が高い。このことは、「町村」では事務所を構えるだけのスペースがあるという住宅事情も一部反映した結果といえるかもしれない。また、開業年数が長い場合の方が「住居と事務所は別」である割合が高い。職員数など事務所の規模にもよるが、ある程度の開業経験を積むことにより、事務所を住居の一部から独立させていく傾向があると考えられる。

4) 職員の有無と人数

①職員の有無

約6割は職員を雇っている。事務所の所在地が都市部である方が「職員がいる」とする割合は高い。また、開業年数が長いほど「職員がいる」とする割合が高く、「5年以上」になると「職員がいる」とする割合の方が高くなり、「20年以上」の場合は、約8割が職員を雇っている。開業者の年間収入との関係でみると、「1000万円以上」になると「職員がいる」とする割合の方が高くなり、「2000万円以上」になると9割以上が職員を雇っている。開業「5年」、年間収入「1000万円」が、職員を雇うかどうかのひとつのめやすといえるのかもしれない。

②職員の数

職員を雇っている者について、職員の数をみると、男女合計で「1人」「2人」「5人以上」がそれぞれ約2割ずつを占め、平均は3.9人である。職員総数に占める女性職員の割合は65.6%であり、男性職員は平均1.4人、女性職員は平均2.4人である。

開業者について、開業年数別に職員数をみると、平均人数は「5年未満」では2.7人であるが、開業年数が長くなるほど職員数は多くなっており、「20年以上」では4.3人となっている。開業者の年間収入別にみると、「2000万円未満」では平均が2人を下回るが、「2000～3000万円未満」で2.4人、「3000万円以上」になると5.7人とはね上がり、年収が高いほど職員数は多いことがわかる。

職員総数に占めるパート職員の割合は21.6%となる。また、パート職員総数に占める女性パートの割合は90.7%となり、パートの多くは女性であることがわかる。開業年数別にパート比率を

みると、「5年未満」「5～10年未満」では、「100%(職員すべてがパート)」である割合がそれぞれ約3割となっており相対的に多いが、「20年以上」になると「100%(職員すべてがパート)」の比率が低く、「0%」の比率が高く、開業年数が長いほどパート比率は低い傾向がみられる。開業者の年間収入別に平均比率をみると、「1000万円未満」ではパート比率は5割を超えるが、「1000万円以上」になると5割を下回る。つまり、年収が低い場合はパート比率が高いが、年収が高くなるとパート比率は下がる傾向がみられる。

5) コンピューター等の利用状況

業務にコンピューター等の利用をしているかどうかをみると、95.9%は「利用している」と回答している。1982年調査では「利用している」とする割合が56.8%であったが、約20年が経ち、ほとんどの者が利用するようになっている。

具体的な利用形態についてみると（複数回答）、「パソコン」が約7割で最も多く、次いで「オフコン^{*)}（所有）」が約4割となっている。年齢別にみると、年齢が高いほど「オフコン（所有）」の割合が高くなり、年齢が低いほど「パソコン」の割合が高くなっている。 *) 「オフコン」とは、通常は事務所用の中規模コンピューターを指すが、税理士の間で使用されている概念では、事務所独自の中規模コンピューターで処理をすべて行う形態のことを指す。なお、コンピューターを自分で所有している場合とレンタル・リースしている場合がある。

（5）仕事量の安定性

顧客数など仕事量の安定性についてみると、全体としては「安定している」が5割弱で最も多く、次いで「遞減している」約3割、「递増している」約2割となっている。

「递增している」とする割合は年齢が低い方が相対的に高く、「递減している」とする割合は年齢が高いほど高い傾向にある。また、登録年数が短いほど「递增している」とする割合が高く、登録年数が長いほど「递減している」とする割合が高い。就業形態別にみると、どの就業形態も「安定している」が最も多く、「開業者」では5割弱が「安定している」と回答している。しかし、「開業者」について開業年数別にみると、開業後、あまり年数が経っていない場合は「安定している」とする割合はやや低く、「递增している」とする割合が高い。

年齢の低い層や、登録年数、開業年数の短い者においては、開業などの形態で税理士としての仕事を始めて以降、顧客を徐々に増やして仕事に取り組んでいる状況が読み取れる。一方、年齢の高い層や、登録年数、開業年数の長い者においては、開業等に定年はないものの、徐々に仕事量を抑えてきており、結果「递減」が多くなっているとも考えられる。

(6) 収入・所得

1) 開業者の年間収入金額

開業者の 2000 年の年間収入金額をみると、「1,000 ~ 2,000 万円未満」が 2 割強を占め、「2,000 万円以上」は 3 割弱、「1,000 万円未満」は約 3 割となっており、平均は 2,051 万円である。年齢が高くなるほど平均年収額は高くなり、35 歳以上になると平均年収額が 1000 万円を超え、「55 歳以上」になると平均が 3000 万円近くになる。また、開業年数が長いほど平均年収額は高く、「20 年以上」では平均が 4000 万円近くになり、「5 年未満」の 4 倍以上になっている。

2) 年間所得金額

①全対象者（所得階層）

就業形態を問わず、2000 年の年間所得金額の分布（「所得階層」とする）をみると、「500 万円未満」が 4 割弱を占め、「500 ~ 1000 万円未満」が約 3 割、「1000 万円以上」が 1 割強で、平均 615.3 万円となっている。

年齢が高くなるほど所得金額も上がり、「45 歳以上」では「1000 万円以上」が約 2 割を占めるようになり、平均は「45 ~ 54 歳」で約 700 万円、「55 歳以上」で 800 万円近くになっている。また、登録年数が長くなるほど所得金額も上がり、「20 年以上」になると 4 割近くが「1000 万円以上」となっている。就業形態別にみると、「500 万円未満」である割合は「勤務者」に多く、約半数を占める。それに対し、「開業者」「家族従業者」ではその割合は約 3 割にとどまり、平均金額でみると、「勤務者」は約 490 万円、「開業者」「家族従業者」ではそれぞれ約 660 万円となっており、就業形態により開きがみられる。

なお、厚生労働省『平成 12 年 賃金構造基本統計調査報告』より算出した 2000 年（平成 12 年）の女子平均年収（産業計）と比較してみると、学歴計では、どの年齢層も女性税理士の方が高く、特に 40 歳代以降は、かなり高い。また、大卒の女子平均年収（産業計）と大卒以上の女性税理士データとを比較してみると、40 歳代前半までは女性税理士の方が低いものの、40 歳代後半以降になると女性税理士の方が高い傾向がみられる。年齢計でみると、学歴を大卒以上に限った場合もそうでない場合もいずれも、女性税理士の方が女子平均年収（産業計）よりも高くなっています。女性税理士の所得は概して高いといふことがいえよう。

②開業者

開業者（開業のかたわら勤務を含む）について、年間所得金額を年齢別にみると、「34 歳以下」では平均 292.3 万円で、年齢が上がるにつれて所得金額も高くなり、「35 ~ 44 歳」では 448.6 万円、「45 ~ 54 歳」で 737.5 万円、「55 歳以上」で 808.5 万円となっている。平均金額でみると、「35 ~ 44 歳」と「45 ~ 54 歳」との間で開きが大きく 300 万円近くみられ、40 歳代半ばを境に所得が大きくなっている。

増えていることがわかる。開業年数別にみると、「5年未満」では平均は330.3万円であるが、開業年数が長いほど所得金額は高くなり、「20年以上」になると平均で1000万円を超える。

③家族従業者

家族従業者について、年間所得金額を年齢別にみると、開業者同様に年齢が上がるにつれ所得金額は高くなっているが、開業者に比べて「34歳以下」「35～44歳」の年齢層では、平均で200万円弱、家族従業者の方が高くなっている。「34歳以下」では平均462.5万円、「35～44歳」では平均643.3万円である。45歳以上になると、開業者との平均の開きはあまりみられなくなる。

④勤務者

勤務者について、年齢別に所得金額をみると、「34歳以下」では平均416.8万円、「35～44歳」は497.0万円、「55歳以上」は581.2万円となり、年齢が上になるほど所得も増えているが、「開業者」の「55歳以上」の平均金額は「34歳以下」の平均金額の2.8倍、「家族従業者」では1.8倍、「勤務者」では1.4倍にとどまっており、「開業者」ほどの年齢による差はみられない。登録年数別にみると、「5年未満」では平均415.3万円であるが、登録年数が長いほど所得金額は高くなり、「20年以上」になると703.8万円となっている。ただし、「開業者」の「20年以上」の平均金額は「5年未満」の平均金額の4.2倍となっており、「家族従業者」では2.0倍、「勤務者」では1.7倍にとどまり、「勤務者」に「開業者」ほどの登録年数による差はみられない。

(7) 収入に対する満足度

自分の収入に対してどの程度満足しているかについてみると、「まあまあ妥当」が約4割を占め、「充分」も含めると約6割は収入に対して満足していることがわかる。

50歳代前半においては「妥当・充分」とする割合は5～6割であるが、高い年齢層（「55歳以上」）においては約7割とやや高い傾向にある。登録年数が長くなると「妥当・充分」とする割合は高くなり、「10年以上」になると「妥当・充分」とする割合が「低い・不満」とする割合よりも明らかに高くなる。「20年以上」では8割近くが「妥当・充分」と回答している。

就業形態別にみると、「妥当・充分」とする割合は、「開業者」5割強、「勤務者」6割弱であるのに対し、「家族従業者」では8割弱と多くなっており、「家族従業者」においては収入に対する不満は少ないことがわかる。開業者については、登録年数同様に開業年数が「10年以上」になると、「妥当・充分」とする割合が「低い・不満」とする割合よりも明らかに高くなり、「20年以上」では8割近くが「妥当・充分」と回答している。

開業者について、年間収入金額別にみると、「500万円未満」では「充分・妥当」とする割合は約2割にとどまり、「低すぎて不満」が約4割を占める。年間収入金額が「1000万円以上」になる

と、「妥当・充分」とする割合が「低い・不満」とする割合よりも高くなる。また、就業形態を問わず、年間所得金額(所得階層)別に収入に対する満足度をみると、「500万円以上」になると、「妥当・充分」とする割合が「低い・不満」とする割合よりも高くなる。

以上から、税理士として長く仕事を継続することは収入に対する満足度を高めることにつながっているということがいえよう。これは言い換えれば、収入満足度を高めているからこそ仕事を継続しているということにもなろう。具体的には、税理士登録後、あるいは開業後10年目頃になると、満足とする者の比率が5割を超える。また、開業年収金額では「1000万円」、年間所得金額では「500万円」を超えると満足とする者の比率が5割を超える傾向がうかがえた。

6. 就業意識

(1) 職業選択理由

税理士という職業を選んだ理由についてみると（複数回答：主なもの3つまで）、最も多いのは「仕事と家庭が両立できる職業と思ったから」、「男女差を感じないでやれる職業と思ったから」であり、それぞれ約3割を占める。前回調査結果をみると、今回調査結果と同様に「仕事と家庭が両立できる職業と思ったから」が4割弱を占め最も多くなっているが、「男女差を感じないでやれる職業と思ったから」については今回調査の方が約1割高くなっている。

属性別に傾向をみると、若い世代においては、仕事と家庭の両立には税理士の仕事が有効であるという意識が強いことがわかる。実際、「開業」「家族従業」という就業形態は両立のために就業時間を調整でき得るということが、今回調査の集計結果から示唆されている。

(2) 職業観

1) 職業観

自分自身が持つ職業観についてきいたところ、約半数の対象者が「仕事も大切だが自分の時間も大事にしたい」と回答している。年齢別にみると「仕事を最優先したい」は年齢が高くなるほど多く、「仕事も大切だが家事や育児も大事にしたい」は若い世代ほど多くなっている。これは、世代間の意識差というよりも、同一人物であっても、家庭の事情（子どもの有無、子どもの年齢など）、開業か否か、実務経験の深さ、顧客との関係といった諸条件の変化に伴って変化するという、職業観の推移と考えられる。

子どもの有無別にみると、子どもがいる場合は「仕事も大切だが家事や育児も大事にしたい」が

相対的に多くなっている。また、末子の年齢が低い方が「仕事も大切だが家事や育児も大事にしたい」の比率が高く、末子の年齢が高いほど「仕事を最優先したい」や「仕事も大切だが自分の時間も大事にしたい」の比率が高くなる。就業形態別にみると、「開業者」の方が他の就業形態に比べて相対的に「仕事を最優先したい」とする比率が高く、仕事のウエイトが高い。

2) 前回調査との比較

前回調査と比較すると、傾向は似ているが現在の方が、特に若い世代では、仕事優先を強調する生活観が薄れてきているのではないかと考えられる。

(3) 女性税理士としての感想

1) 仕事をするうえでの男女差：実力主義の徹底の状況

①仕事をするうえでの男女差

職業選択理由において「男女差を感じないでやれる職業と思ったから」が上位だったにもかかわらず、実際には実力主義の徹底がなされておらず「男女差を感じことがある」とする者が約4割を占めている。「実力社会なので感じない」「おおむね感じない」を合わせると6割弱となり、「感じことがある」よりも多くなってはいるが、税理士は歴史の長い代表的国家資格職業であり、「男女差を感じことがある」とする今回の比率は決して低いと捉えることはできないであろう。この4割という比率を感覚的なものとして軽視するのではなく、女性税理士の活動を取り巻く社会の実態を表すものとして受け止める必要があると思われる。

「男女差を感じことがある」の具体的な内容としては「顧客や役所との対応のなかで、あるいは同業者の間でも女性だからというだけで男性よりも信頼されない」「実力社会であるはずなのに男性優位社会であることを感じずにはいられない」など、女性であるということから被ってしまう仕事上の直接的な不利益を指摘する声が非常に多い(自由記述記入者約450名のうち約300名(約7割))。

経験が浅い若い世代に男女差を感じるとする者が多い。就業形態別にみると「開業者」では他の就業形態に比べて男女差を感じるとする比率は低く、一方、「家族従業者」「勤務者」ではその比率が高いことから、実力証明と独立開業との相互作用的な関係を垣間見ることができる。

②前回調査との比較

前回調査と比較すると、「実力社会であるはずなのに」「男女差を感じことが多い」とする比率は今回調査の方が高くなっている。現在の方がより、特にどちらかというと年代の低い層において、仕事をするうえで男女差(不公平など)を感じている者が多いという傾向がみられる。

これらの原因としては、約20年前より現在の方が、女性の職場進出に対する社会全体の意識が強いという背景や、若い世代には経験が浅く十分に実力が発揮できるまでに至っていない者が多い

ためということも考えられる。しかし、税理士は国家資格職業であることを考えると、「女性では」という固定観念や先入観が取り除かれる必要性が極めて高いといえよう。

2) 女性税理士として働くうえでの感想

女性税理士として働くうえでの感想をきいてみたところ、最も多かったのは「女性はきめ細やかな相談・指導ができる」であり、全体の半数近くを占める（複数回答）。次いで「ソフトムードに率直な話し合いができる」「顧問先の家族と親密に仕事ができる」「女性ははじめて几帳面である」がそれぞれ約4割となっており、プラス面を挙げる者が多い。

「女性はきめ細やかな相談・指導ができる」「女性ははじめて几帳面である」「顧問先の家族と親密に仕事ができる」といった肯定的捉え方は年齢が高くなるほど多い。それに対し「男性経営者から信頼を得られないことがある」といった否定的捉え方は若い世代ほど多い。経験を積んでいくことにより否定的捉え方がある程度は解消され、肯定的捉え方が多くなるということも考えられるのではないか。

（4）就業継続意志

1) 就業継続意志

「あなたは、今後もこの仕事を続けたいですか」という間に約8割が「このまま続けたい」と回答している。「勤務者」においては「税務・会計関係の仕事を続けたいが職場を変わりたい」とする比率が相対的にやや高くなっているが、約7割は現状のまま続行という希望が多いことがわかる。「勤務者」で「職場を変わりたい」とする者のうち46.7%は「開業希望」を持っている。

2) 希望する就業継続期間

「このまま続けたい」「税務・会計関係の仕事を続けたいが職場を変わりたい」「別の仕事がしたい」のいずれかに回答した者に対して、「いつまで仕事を続けたいですか」と質問したところ、約7割は「健康が続く限り」と回答している。「経済的にみたされるまで」や「年金が支給されるまで」などの経済的な理由により就業継続をするという傾向はあまり強くでていない。

（5）開業希望状況

1) 開業希望

現在の就業形態が「開業者」「家族従業者」でない者に対し、今後の開業希望を質問したところ、「開業したくない」が約4割で最も多く、「開業したい」「考えていない」がそれぞれ約3割を占めている。「開業したい」は「35～44歳」でやや多く、「考えていない」は「34歳以下」の若い層

で多い。学歴別にみると、「大学院」の場合「開業したい」とする比率が高くなっている。これは、開業を念頭において、大学院まで学び税理士になったとも考えられる。また、登録年数が短いほど「開業したい」とする比率が高くなっている。今回の調査データでは税理士登録してから開業するまでの年数は平均 1.6 年となっており、開業する場合というのは、税理士登録をしてから早い時期にする傾向があることが示されている。

2) 開業にむけての状況

「開業したい」と希望している者について、開業にむけてどのような状況にあるのかをみると、「準備中」が約 4 割、「資金の工面がつかない」が約 1 割で、残り約 4 割は「その他」となっている。ここでの「その他」には、「将来開業したいと思っているが、まだ具体的な準備をしているわけではない」などの理由が目立ち、「現在、勉強中」「経験を積んでいる途中」である状況が多い。

若い層において開業の準備を進めている者が多い。ただし、登録後 10 ~ 15 年の頃に、「開業したい」者の割合が 10 % 台までに低下し、また、「開業準備中」の割合が低下することの理由は、今後、十分に検討する余地があろう。

3) 開業したくない理由

「開業したくない」としている者について、その理由をみると、5 割強が「勤務の方が気楽」と回答している。登録年数別にみると、登録年数が短い者において「独立する自信がない」が相対的に多くなっている。開業する場合は、登録してあまり年月を経ず開業する者が多い一方で、登録年数が短いが故に独立に対する自信が持てず、開業を希望していないという実態も明らかにされた。

しかし、登録後 10 ~ 15 年の頃に「勤務の方が楽」とする割合が急に上昇していることは注目される。開業者については、税理士登録から開業までの年数をみると「2 年未満」が 7 割近くを占め、平均は 1.6 年となっている。開業する場合には、早い時期に開業している者が多いが、開業していない者にとっては、登録後 10 年頃までに十分な準備ができるかどうかが、開業するかどうかに結びつくと考えられ得る。

(6) 通称（旧姓）使用での税理士登録に対する考え方

1) 「選択的夫婦別姓制度」に対する考え方

税理士法上、税理士登録する際には、通称（旧姓）は使用できず戸籍上の姓しか使用できないことになっている。このため、結婚をしても入籍せず、あえて事実婚を選択するケースが実態としてある。本調査対象者においては、有配偶者のうち 3.1 % が事実婚であるという結果がでている。民法改正論議が高まっている現在、「選択的夫婦別姓制度」について賛成するかどうかを質問したところ、約 7 割が「賛成」と回答している。「選択的夫婦別姓制度」については、多くの者が賛成であ

るが、特に若い世代、高学歴の者において賛成とする傾向がより強い傾向がみられる。

2) 通称(旧姓)使用での税理士登録に対する考え方

税理士登録をする際に、通称(旧姓)使用できるということに対して、賛成するかどうかを質問したところ、約8割が「賛成」と回答しており、前述の「選択的夫婦別姓制度」よりも約1割賛成者が多い。通称(旧姓)使用に対しては、前述の「選択的夫婦別姓制度」同様に、大半の者が賛成であるが、若い世代、学歴の高い層において、賛成とする傾向がより強い。若い世代において高学歴化が進んでいることも考え合わせると、今後、この「通称(旧姓)使用」に関しては検討の余地がじゅうぶんにあるといえるのではないか。

7. 能力開発および公職、団体の役職活動等

(1) 仕事をする上で特に必要と思う能力

最も必要とされる能力は「判断力」であり、ついで「理解力」「説得力」「問題解決力」などである。就業形態別にみると、開業者には「洞察力」「管理・経営力」「計数力」「細心性」「説得力」など、勤務者には「折衝力」「社交性」「パソコン技能」など、家族従業者には「計数力」「細心性」「几帳面」「パソコン技能」など事務処理能力に関する項目と共に、「先見性」「管理・経営力」「協調性」などの開業者に求められている項目も必要と考えられている。登録年数が長くなると、「判断力」「先見性」「管理・経営力」「積極性」など仕事の責任者として必要とされる能力が多くあげられている。開業者の年間収入別に必要とされる能力をみると、年収が高くなるにつれて「先見性」「管理・経営力」「企画・分析力」「積極性」「協調性」「説得力」「洞察力」「判断力」など多くの項目について必要と思う者の割合は増える。

(2) 力量・能力を発揮するところ

税理士の仕事の中で、主として力量・能力を発揮するところについて前回の調査と比較すると、「決算業務」が減少し、「税務相談」「税務調査・立会い」「経営助言」が増加している。「税務相談」に関しては年齢、就業形態、登録年数にかかわらず8割近くの者が力量・能力を発揮するとしているが、その他の項目については年齢が高くなるにつれて、また登録年数が長くなるにつれて、能力を発揮する者の割合が増加している。開業者の年収別では、「税務相談」については年収の多少による差は認められないが、「税務調査・立会い」「経営助言」については、年収が高い者において能力を発揮する者の割合が高くなっている。

(3) 能力開発のために実施していること

1) 実施している内容

8割の者は「税理士会の研修」に参加している。次いで、「専門書による独習」が53.1%「任意団体の研修」は41.7%、「民間の研修」は23.3%、「グループで研究」が25.3%で「特に何も研修に参加していない」という者の割合はわずかに3.8%と低い。年齢別にみると、「税理士会の研修」と「任意団体の研修」については45歳以上の年齢層において参加率が高く、「民間の研修」「グループで研究」は45~54歳の年齢層において参加率が高い。これに対し、「専門書による独習」は年齢の低い層において行っている割合が高い。

就業形態別では、開業者において研修の参加率が高い。事務所の所在地別では、「東京都23区、政令指定都市」においては、他地域と比べると「税理士会の研修」への参加率がやや低く、「任意団体の研修に参加」や「民間の研修に参加」が高い。登録年数が浅い者は「税理士会の研修」以外の研修や研究会への参加が少なく、「専門書による独習」が能力開発の方法として重要なものとなっている。末子が「小学校入学前」の者は「税理士会の研修」に参加する者の割合が69.2%と全体の数値より12%ほど低く、「専門書による独習」が57.9%と高い。

2) 研修への参加回数

各種の研修について年間何回くらい参加するのかを参加者のみの平均値によってみると、「税理士会の研修」5.4回、「任意団体の研修」8.0回、「民間の研修」5.8回、「グループで研究」10.4回である。年齢が上がるにつれて参加回数が多くなる傾向がある。就業形態別に参加回数をみると、税理士会の研修は開業者で年平均5.7回、勤務者において4.6回で開業者においてやや回数が多い。「任意団体の研修」については、開業者8.5回、家族従業者6.8回、勤務者6.5回で開業者において回数が多くなっている。「民間の研修」については、家族従業者において9.3回とやや少ないが、開業者と勤務者は10.6回、10.4回とほぼ同じである。事務所の所在地別にみると、全体的に東京23区、政令指定都市において参加回数が多く、その他の市や町村において回数が少ない傾向が認められる。特に、「任意団体の研修」と「グループで研究」においてその傾向が強い。

(4) 公職・団体の役職活動等への参加

税理士に関連した団体の活動や税理士以外の活動への参加状況を前回調査と比較すると、税理士関連の団体の活動においても、その他の活動においても今回の調査において参加率は高くなっている。参加していない者は依然として5割を超えておりが、税理士関連の活動については参加者の割合は25.7

%から33.4%へと前回に比べ8%ほど増加した。また、その他の活動についても前回の10.2%から15.7%と5%ほど上昇している。年齢別にみると、34歳以下の層においては「参加していない」者が75.6%と高い割合を示しているが、年齢が高まるにつれて参加率は上昇する。税理士関連の団体活動においては45～54歳の参加率が42.2%でピークを迎え、55歳以上では34.7%とやや減少する。就業形態別にみると、開業者において活動に参加している者の割合が高く、勤務者においては少ない。

事務所の所在地別にみると、「東京都23区、政令指定都市以外の市部」において最も活動への参加率が高い。登録年数別では、登録年数が長くなるに従い活動への参加率が高まる傾向があるが、年齢と同様に「15～20年未満」をピークに「20年以上」の登録年数の者においては税理士関連の団体の活動からもその他の活動からも引退する傾向が読み取れる。

8. 家庭生活

(1) 夫の職業・所得

1) 夫の職業

女性税理士本人が家族従業者である場合夫が税理士やその他の関連専門職業であることが多く、本人が開業者や勤務者の場合夫は税理関係以外の職業についている割合が高い。34歳以下の若年層では夫婦共に税理士である割合がやや高く、妻が55歳以上になると、夫が無職である割合が高くなる。

2) 夫の年間所得

夫の年間所得は、全体的には700～1000万円未満が最も多い。夫が税理士やその他の関連専門職業についている場合は1000～2000万円未満が最も多く、その他の職業では、700～1000万円未満が最も多い。本人が家族従業者の場合夫の所得が高く、本人の年齢が高くなるほど夫の所得も高くなる傾向がある。しかし、55歳以上になると無職となる夫が増加するためか、所得は高所得から低所得まで広い範囲に分布する。女性税理士本人の所得と夫の所得の関係をみると、本人が高所得を得ている層では、夫も高所得者である場合が多い。

(2) 子どもの有無と現在の状況

1) 子どもの有無

子どもがいる者は全体の約半数。年齢が上がるにつれて子どもがいる者の割合は増加し、45歳以上になると子どもを持つ割合は約6割に達する。既婚者のみでは、子どもがいる者は68.1%、いない者は31.4%である。子どもをほぼ産み終えていると思われる45歳以上の世代においても約4分の1弱は子

どもを持たない。

2) 子どもの人数

子どもがいる者において、子どもの人数は「1人」と「2人」で全体の81.6%を占めている。結婚年齢が高いほど子どもの数は少なくなる。就業タイプ別では、「既婚・就業継続型」において子どもが少ない傾向が認められる。東京都23区、政令指定都市では子どもが1人である割合が4割近くに達している。親と同居している世帯では「3人」が他の家族構成に比べて多い。

3) 長子の現在の状況

長子がすでに「社会人」になっている者が37.7%と最も多く、「高校・大学・大学院」22.2%、「小・中学生」22.4%、「小学校入学前」13.1%である。本人の就業形態別では、開業者においては長子が「社会人」になっている者の割合が4割を超えており、家族従業者や勤務者においては「社会人」は2割程度で、小学校から大学（大学院）までの段階が多い。勤務者には若い年齢層が多いためか長子が「小学校入学前」である割合がやや高い。

4) 末子の現在の状況

本人が34歳以下の場合90.5%が末子は「小学校入学前」である。40代後半から50代半ばになるとほぼ半数の者は末子が高校生以上となり、子育ての大変な時期を乗り越える。就業形態別では、開業者において末子が「社会人」である割合が高く、「家族従業者」では「小・中学生」が33.1%と高い。「勤務者」においては「小・中学生」と共に「小学校入学前」が多く、幼児を育てながら勤務と両立している者の割合は3割弱である。

(3) 家事時間と家事分担

1) 平日の家事時間

前回調査と比較すると、全体的に家事時間はやや短くなっている。「1時間以下」が約3割、「2時間以内」に約5割が含まれる。末子が小学校入学前では家事時間が長く、高校生以上になると家事時間は減少する。就業形態別では勤務者において家事時間が短く、家族従業者において長い。

2) 休日の家事時間

休日の家事時間については、前回の調査と比べてそれほど大きな違いはみられない。休日の家事時間は全体的に平日よりも長くなり、3時間～5時間までに約5割が含まれる。有配偶者においては休日の家事時間が長く、5時間以上家事を行っている者が5割である。末子が小学校入学前では28%の者が7時間以上の家事を行っており、休日の時間の大半を家事に当てているといえる。

3) 家事分担

① 夫の家事分担

夫の家事分担を前回調査と比較すると、どの項目においても夫の家事参加度はかなり上昇している。「全くしない」が減少し1割から2割分担する者の割合が増加した。しかし依然として5割以上分担している者は少ない。夫の分担率が高い家事は「簡単な修理・大工仕事」と「ごみ処理」で、分担率が最も低いのは「洗濯」である。家族構成別にみると、「本人と夫のみ」家族において最も夫の家事分担率が高く、「本人と夫と未婚子と親」の家族において低い。

② 夫以外の家族の家事分担

夫以外の家族が家事を分担している割合は全体的にそれほど高くはない。しかし、親と同居している家族においては、かなり家事分担が行われている。「食事の支度」「洗たく」「ゴミ処理」などについて分担率が高い。「本人と夫と未婚子のみ」の家族においては、「食事の後片付け」や「掃除」について子どもが小・中学生の時から家事を1割から2割程度手伝っており、高校生以上になると、「食事の支度」や「洗たく」、「買い物」なども分担している。

③ 家族以外の家事援助者の家事分担

家族以外の家事援助者が家事を分担している割合は非常に少なく、全くしていない（0割）がどの項目も9割以上にのぼる。本人の基本的属性やその他の要因によってもほとんど差は認められないが、本人の所得階層が1000万円以上の高所得者層において家族以外が家事を担当する割合がやや高くなっている。「そうじ」に関しては16.0%の者が8割以上家族以外の家事援助者が分担していると答えている。

④ 本人の家事分担

女性税理士本人が家事を行っている割合はかなり高く、「修理・大工仕事」を除きほとんどの家事を8割以上自分自身で行っている。年齢の低い層において特に本人自身が家事を行う割合が高い。

（4）サービスの利用状況

1) 食事の出前

「時々」あるいは「たまに利用する」者が24.6%、「利用していない」者が70.3%である。未婚者よりも有配偶者において利用率は高く、子どもがいる者において利用率は3割である。就業形態別では、勤務者においてやや利用が少ない傾向が見られる。

2) 食材の宅配

食材の宅配については、全体的には利用率は低いが、末子が小学校入学前の者においては「いつも利用している」が16.8%と他の層に比べるとかなり高く、「時々」「たまに」をあわせると約3割が利

用している。

3) デパートやコンビニ等の惣菜

「利用していない」は3割弱と少なく、7割の者は利用している。しかし、「いつも」利用している者は5%前後であり6割は「時々」あるいは「たまに」利用する程度である。利用率の違いについて「婚姻関係」「就業状況」「所得階層」「末子の現在の状況」別にみたが、各項目とも大きな違いは認められない。「末子の現在の状況」別において末子が小学校入学前と小・中学生である者について、若干利用率が高い程度である。

4) ハウスクリーニング

利用者の割合は「いつも」と「時々」、「たまに」を合わせても10.7%と少なく、「利用していない」者の割合が84.9%と利用率は4項目中最も低い。若い世代や、所得階層が低い層においては9割が利用していない。本人の所得が700万円未満までは利用していない者の割合が約9割であるが、700～1000万円未満の層になると「いつも」と「時々」「たまに」を合わせた利用者の割合が12.5%になり、1000万円以上の層では25.0%となる。

9. 育児と仕事

(1) 育児期の就業状況

1) 育児期の就業率

「乳児の時」にすでに58.1%の者が就業している。その後、就業率はさらに上がり、「幼児(2～3歳)の時」が65.4%、「4歳～就学前までの時」が72.9%、「学童期（小学校1～3年生）の時」が80.0%と学童期までに8割が就業している。前回調査と比較してみると、「4歳～就学前」と「学童期」について今回調査における就業率はやや高い。本人の年齢別では、45歳以上の年齢層に比べて44歳以下の層においては子どもの年齢が低い頃から就業する傾向がある。長子が乳児の時に就業していた者については、学童期までの間に有職率はほとんど低下せず就業を継続している。長子が乳児の時に無職であった者についてその後の有職率をみると、学童期までに有職率はだいに上昇し約6割に達する。

2) 育児期の就業形態

長子が小学生以上の者について、乳児期から学童期までの就業形態の変化をみると、有職率の増加と共に、開業者の比率が増加している。本人の年齢が低い層においては、子どもが乳児の時に既に開業している者の割合が高い。長子が乳児のころに既に開業している者は、資格取得年齢の平均は28.5歳、税理士開業年齢の平均値が30.1歳と若く、資格取得から平均1.6年で開業している。長子がすでに社

会人になっている層では、育児期に公務員として就業していた者が多いため、開業者の比率は低い。長子が乳児の頃には就業していないが、その後学童期までに就業を始めた者については、勤務者としてスタートする者が多い。

(2) 家事・育児と仕事のバランス

乳児の頃は「どちらかといえば家事・育児中心」と「どちらかといえば仕事中心」がほぼ同じ割合であるが、子どもが2～3歳くらいになると、仕事中心が家事・育児中心を上回るようになり、4歳から就学前までは4割が仕事中心、2割が家事・育児中心、3割が仕事と家事・育児が半々くらいとなる。年齢が低いほど「仕事中心」の傾向が弱くなり、「どちらかといえば家事・育児中心」や「家事・育児と仕事が半分位」が多くなっている。就業形態別にみると、開業や家族従業においては家事・育児中心が多く、税理士事務所等に勤務していた者や公務員では仕事中心が多い。しかし、開業者や家族従業者も長子が2～3歳になると「家事・育児中心」と「仕事中心」の割合はほぼ等しくなり、4歳～就学前の時期になるとむしろ「仕事中心」の方が上回ってくる。

(3) 仕事のある日の保育

乳児期においては「家族」、「保育所」、「自分」の3者が保育を担当しているが、2歳～3歳の幼児期になると保育所が増加し、4歳～就学前の頃には「保育所」の割合が約6割に達する。就業形態別にみると、開業や家族従業者においては乳児の頃は「家族」「保育所」と共に、「ほとんど自分」で保育を行っていた者もかなりいる。勤務者においては、乳児の時は「父母等の家族」が保育をしていた割合が高く4割強にのぼる。2歳～3歳の幼児期になるといずれの就業形態においても「保育所」の割合が増加し、全体では約5割が保育所をあげている。4歳～就業前の時になると、「保育所」の割合はさらに増加し、6割ほどになる。小学校低学年の頃の放課後の世話については家族が行った割合が高く、次いで学童関係施設であるが、「だれもいない」というのも13.9%と1割を超えており、本人の年齢別にみると、年齢層が低いほど学童関係施設をあげる者が多い。「家族以外の援助者」や「近所の人」をあげる者は少ない。

(4) 緊急時の対応

仕事のある日に子どもが病気になるなどの緊急時には、「主に自分が休んだ」という者が最も多く54.8%、次いで「主に夫以外の家族が面倒をみた」が24.0%で両者で8割を占める。緊急時に夫が対応した者は少ない。本人の年齢別にみても全体的な傾向に変わりはなく、どの年齢層においても「自分」と「夫以外の家族」が多い。

（5）平成4年4月以降に第1子を出産した者の妊娠・出産前後の就業状況

1) 平成4年4月以降に第1子を出産した者の人数と就業形態

平成4年4月以降に第1子を出産したのは233名、そのうち税理士として就業していたのは73.8%に当たる172名である。172名の妊娠・出産の頃の就業形態をみると、開業していた者は41.3%、家族従業は16.3%、税理士事務所・会計法人等に勤務していた者40.7%、民間企業0.6%で、かなり開業率が高い。現在の就業形態は59.3%が開業、20.3%が家族従業、18.0%が税理士事務所等勤務、0.6%が民間企業勤務である。妊娠・出産の頃に比べると開業と家族従業が増加し、税理士等勤務が減少している。特に勤務者が減少しているのが顕著である。

2) 平成4年4月以降に第1子を出産しかつ当時税理士として就業していた者のプロフィール

税理士の資格を取得したのは25～29歳の20代後半が5割で比較的早い時期に税理士資格を取得している。高学歴者が多く大学卒以上が約7割を占める。結婚年齢は25～29歳が最も多く52.4%、平均初婚年齢は28.5歳で、全国平均と比べると晩婚であるが今回の調査で明らかになった2000年の女性税理士の初婚年齢31.0歳に比べると結婚年齢は低い。出産年齢をみると、30～32歳が最も多く34.3%。現在の年齢は約6割が35～44歳までの間に含まれる。現在の家族構成は「本人と夫と未婚子のみ」という核家族が74.4%である。

3) 妊娠・出産の頃勤めていた者の仕事の継続状況と復帰の状況

勤務者の半数は一旦仕事を退職し、そのうち7割弱が開業や家族従業という就業形態で仕事に復帰した。再び、別の職場に勤務者として復帰したのは退職した者の約2割である。出産後仕事に復帰するまでの期間を見ると、3ヶ月未満が7ケース、3～6ヶ月未満が5ケース、6ヶ月～1年未満が4ケース、1～3年未満が8ケース、3年以上が4ケースである。

4) 育児休業制度の有無と利用状況

① 育児休業制度利用の有無

勤めていた73ケースのうち、本人の妊娠や出産の頃に勤めていた職場に「育児休業制度があった」のは28ケース（38.4%）、「制度がなかった」のは34ケース（46.6%）、「知らない」が10ケース（13.7%）である。制度があった28ケースのうちで、育児休業制度を利用したのは13ケース、利用しなかったのは15ケースである。

② 育児休業制度の利用期間

育児休業制度を利用した13名の利用期間をみると、「9～12ヶ月未満」が最も多い。

③ 育児休業制度を利用しなかった理由

育児休業制度を利用しなかった理由としては「利用した前例がなかった」が 7 ケース、「利用できる雰囲気ではなかった」が 3 ケース、「自分には適用されなかった」が 2 ケースである。

5) 復帰後の職場における育児支援制度の利用状況

「短時間勤務」、「残業をへらす」、「フレックスタイムの利用」、「在宅勤務」などが多い。

6) 開業者・家族従業者の妊娠・出産前後の対応

妊娠や出産の頃に、仕事の量を調節したのは開業者の 6 割、家族従業者では 8 割強に当たる。一定期間仕事を休んだ者は、出産前においては 1 ヶ月未満、出産後は 3 ヶ月未満が最も多い。開業者は勤務者に比べて休業期間は短い。

10. 介護と仕事

(1) 要介護者の有無

全対象者 2271 名中 697 名 30.6% の者が現在あるいは過去において介護を必要とする人がいたと答えた。年齢別にみると、44 歳以下では現在においても過去においても介護を必要とした人はいないという割合が約 8 割であるが、45 歳以上になると介護を必要とした者が現在いる、あるいは過去にいた者の割合が高くなり、45~54 歳では 37.5%、55 歳以上では 42.5% と約 4 割を超える。

(2) 要介護者がいた時の就業形態

要介護者が家族や身内にいた時の就業形態をみると、開業者の割合が高く 66.8%、次いで税理士事務所等に勤めている割合が 21.5% となっている。

(3) 要介護者の続柄

年齢別に要介護者の続柄をみると、34 歳以下では「祖父母」が多いが、35 歳以上になると「自分の父母」が多くなる。「配偶者の父母」も年齢が上がるにつれて増加する。また、配偶者が介護を必要としたという割合は 55 歳以上において 8.3% で 45~54 歳の層の 4 倍である。婚姻関係別に要介護者の続柄をみると、未婚者においては「自分の父母」が 74.8% を占めるが、有配偶者になると「自分の父母」と共に、「配偶者の父母」が多くなり 3 割を超える。離死別者は未婚者と同様に「自分の父母」が 7 割以上を占める。

(4) 介護の状況

1) 介護の場所

介護した場所は、「在宅」と「一般病院」で約8割を占める。老人病院は5.1%、「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」「有料老人ホーム」などの老人福祉関係の施設は合計で9.9%といずれも少ない。自分の父母については約5割が在宅である。配偶者の父母では施設がやや増加している。本人の配偶者の場合は「在宅」が約4割、「一般病院」が約6割である。自分の父母の介護については、女性税理士本人が未婚者の場合、要介護者は4割が在宅でしかも同居である。有配偶者の場合は在宅介護の比率はほぼ同じであるが、同居よりも別居の割合が高くなる。

2) 介護の担当者

主な介護担当者は、34歳以下の年齢が低い層においては「主に家族が行い、自分はほとんどしなかった」が4割で最も多く、「自分で行った」はわずかであるが、年齢が高まるにつれて自分が主たる介護者である割合が増し、45～54歳においては約2割、55歳以上においては3割弱が「自分で主に」行っている。

(5) 介護と仕事の両立方法

1) 開業者と家族従業者の対応

自分が主たる介護担当者である場合や自分と家族が同じくらい介護を行っている場合は、「仕事量を減らす」ことによって介護と仕事を両立しており、「一定期間仕事を休んだ」という者は少ない。一定期間仕事を休業した者の休業期間は「1ヶ月」4ケース、「2ヶ月」2ケース、「5ヶ月」1ケース、「不明」3ケースである。

2) 勤務者の対応

勤務者について、家族や身内に介護を必要とする人がいた時どのように対応したかみると、約6割の者は特に何も対応していない。しかし、勤務者は主に年齢の低い層に多いため、自分が主たる介護者である割合が低いことが影響していると思われる。勤務者の対応で多いのは「年次有給休暇の利用」と「勤務時間の短縮制度」である。

11. 生活意識

(1) 気分転換の方法

気分転換の方法として多くあげられた項目を前回調査と比較すると、今回調査においては「旅行」が53.0%と大幅に上昇し、「ショッピング」「スポーツ」「読書」なども前回より10%以上上昇した。「家

族団欒」も前回より10%近く上昇し、家族との時間を大切にする傾向があらわれている。全体的に気分転換の方法が多様で、一人が多くの項目を挙げおり、前回に比べて多くの項目において数値は上昇した。前回22.1%であった「睡眠」は今回36.0%と上昇し「ショッピング」とほとんど同じ割合で第2位の位置にある。活動的な気分転換の方法が多くあげられている一方で休息が求められている。末子が社会人になっている者では「旅行」をあげる者が65.6%と多く、経済的・時間的余裕が感じられる。末子が小学校入学前の者は、どちらかといえば在宅や短時間でできる方法が多くあげられている。

(2) 生きがいを感じる時

前回調査においては、「仕事がうまくいったとき」が85.6%と他の項目に比べてかなり高く、仕事最優先のライフスタイルが伺われた。今回調査においては、「仕事がうまくいったとき」が依然として第1位ではあるが78.2%と前回より減少し、「家族の親密と子どもの成長」や「趣味の充実」において数値が上昇している。仕事のみならず、家族との生活や趣味の充実も大切にするライフスタイルへと変化してきたとも考えられる。この傾向は若年層に特に強く、若い世代ほど仕事をあげる者は少なくなる傾向にある。

(3) 結婚観

結婚については、「どちらでもよい」と考える者が7割を占めている。「結婚したほうがよい」と考える積極的肯定派は2割強、「しないほうがよい」と考える否定派は0.3%でごくわずかである。年齢別に傾向をみると、年齢が低いほど「どちらでもよい」と考える者の割合は高く、積極的肯定派は減少する。未婚者においては、結婚を否定しているわけではなく適当な相手が見つかるまで結婚を猶予している様子が伺われる。

(4) 予定子ども数

子どもを持つつもりのない者は全体の24.4%である。「1人」が18.9%、「2人」が33.7%で2人までで8割弱を占める。有配偶者のみについてみると、子どもを持つつもりのない者は全体の17.6%、「2人」に4割以上が集中している。予定子ども数の平均値を出すと、有配偶者全体では1.60人、34歳以下では1.91人、35～44歳 1.47人、45～54歳 1.56人、55歳以上 1.70人となる。事務所や勤務地が東京都23区あるいは政令指定都市にある者においては子どもを産むつもりがない者が他の地域に比べかなり高い。

(5) 生活全般の満足度

前回に比べると、今回調査において満足と感じている者が増加している。「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した割合は79.9%で、前回の「まず満足」61.7%を20%近く上回っている。

全体的に満足度は高いが、特に仕事が「遞減している」者よりも「递増している」あるいは「安定している」者、勤務者よりも家族従業者や開業者、所得金額が多い者、未婚者よりも有配偶者、末子が小・中学生よりも社会人になっている者、外出型の気分転換を行わない者よりも行っている者において満足感が高い傾向がみられた。

12. 課題

- 1) 税理士は、開業、家族従業という就業形態をとり得ることと、専門的資格職業であることにより、仕事と家庭の両立がしやすい仕事としての面を持つ。ただし、能力を発揮しつつ両立を可能とするためには、一時的に就業時間や顧客数など仕事上の調整を行うことだけでは乗り切れず、やはり、家庭における子育て等の役割を補完する支援体制が整っていることが必要である。そのためには、育児あるいは介護など家庭責任をサポートする体制の充実がより重要となっこよう。
- 2) 税理士は、多くが開業する状況にあることから、今後も開業のための支援の充実が望まれる。
- 3) 税理士事務所等女性税理士が勤務する事業所においても、勤務と育児・介護の両立が可能となるよう、たとえば育児休業・介護休業制度などの両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されることが重要である。
- 4) 税務関係の役所や同業者とのやりとりのなかで、女性であることが不利になり、実力主義が徹底されず、仕事をするうえで不公平を感じている者が若い世代において多いという現状が明らかにされた。経験不足からくる信頼度の低さはやむを得ないが、「女性」であることから被る不公平は解消されるべきであり、「女性では」という固定観念や先入観が払拭される必要性が極めて高いといえよう。
- 5) 女性の税理士は、全国(女性)平均と比べて、30歳以降の未婚率が高く、平均初婚年齢も高い傾向にあるが、若い世代を中心に、結婚・出産しても就業を継続するケースが多くなっている。また、高学歴化等をうけて、今後さらに女性の税理士数自体も増加が見込まれよう。税理士が、さらに魅力ある専門職として位置づけられ、能力を十分に発揮できるようにするために、上記のような、家庭との両立支援、開業支援、女性であることから被る不利益感の解消などの条件を整えていくことが重要である。

資料シリーズ No.126

**専門職（税理士）における女性の就業と生活に関する調査
(概要)**

発行年月日 2002年7月30日

発 行 日本労働研究機構 ©

〒177-8502

東京都練馬区上石神井4-8-23

URL <http://www.jil.go.jp/>

*本誌は資料シリーズ No.126 の概要です。

資料シリーズ本体のお問い合わせ先

編集 (企画課) Tel. 03-5991-5104

©2002